公　　告

令和８年度第２回鳥取市営住宅入居者を次のとおり募集する。

令和８年８月２５日

鳥取市長　　深　澤　義　彦

１　申込期間　　令和８年９月８日（火）から令和８年９月１５日（火）まで

２　募集する住宅の概要

（１）市営住宅

住宅の種別	団地名	住所	戸数	間取り	家賃		
公営	旭町	鳥取市立川町六丁目　234番地	1	3DK	19,700	～	26,000
公営	賀露	鳥取市賀露町南二丁目　2番11号	1	3DK	28,200	～	37,200
公営	気高-西浜	鳥取市気高町北浜二丁目78番地	1	2DK	23,100	～	53,200
公営	湖山	鳥取市湖山町北三丁目201番地	1	3DK	25,900	～	34,200
公営	湖山	鳥取市湖山町北三丁目201番地	1	3DK	26,900	～	35,500
公営	用瀬-三角	鳥取市用瀬町用瀬903番地1	1	3DK	22,800	～	52,400

（２）改良住宅

住宅の種別	団地名	住所	戸数	間取り	家賃		
改良	下味野	鳥取市下味野　262番地	1	3DK	24,100	～	35,900

３　入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

(1)　現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

(2)　次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得１０４，０００円以下

裁量階層……月額所得１３９，０００円以下

ただし、次のケに該当する子育て世帯で新市域内に存する市営住宅に入居する場合は、月額所得２５９，０００円以下とし、改良住宅の場合は、１５８，０００円以下とする。

裁量階層とは、次のアからケまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　入居者が６０歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが６０歳以上のもの

イ　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度が(ｱ)から(ｳ)までのいずれかの程度のもの

(ｱ)　身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に規定する障害の級が１級から４級までの程度

(ｲ)　精神障害　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する１級から３級までの程度

(ｳ)　知的障害　(ｲ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ　戦傷病者特別援護法（昭和３８年法律第１６８号）第２条第１項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正１２年法律第４８号）別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの

エ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第１項に規定する支援給付を受けている者

カ　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの

キ　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの

ケ　同居親族に義務教育終了前の児童があるもの

(3)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4)　市税を滞納していない者であること。

(5)　その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

4　申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条に規定する鳥取市の休日を除く。）に鳥取県住宅供給公社（窓口受付時間午前９時から午後５時）又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5　選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅等の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。規格によって単身者を優先して選考するもの、同居親族がある者を優先して選考するものがある。なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6　抽選日時及び場所

(1)　日時　令和８年１０月１日（木）　午後１時３０分から

（公開抽選は７の抽選方法に示すように時間を分けて行う場合があるので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。）

(2)　場所　鳥取市幸町７１番地　市役所本庁舎　６階　第５・６会議室

7　抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、５の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者を優先する規格の別に時間を分けて行う。

抽選の順番は、団地名の五十音順とし、高齢者世話付住宅を先に行い、市営住宅、改良住宅の別に関係なく行う。

なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

8　入居可能予定日

令和８年１０月２３日（金）

9　問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係　電話:０８５７－３０－８３７１

鳥取県住宅供給公社　事務局　電話:０８５７－３０－７４８０

公　　告

令和８年度第２回鳥取市営住宅入居者を次のとおり募集する。

令和８年８月２５日

鳥取市長　　深　澤　義　彦

1　　申込期間　　令和８年９月８日（火）から令和８年９月１５日（火）まで

2　　募集する住宅の概要

住宅の種別	団地名	住所	戸数	間取り	家賃		
公営	旭町	鳥取市立川町六丁目　234番地	1	2LDK身障	21,100	～	27,900

3　入居資格

次の(1)から(6)までのすべての条件にあてはまること。

(1)　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

(2)　次に掲げる収入基準を満たす者であること。

月額所得……１３９，０００円以下

ただし、同居親族に義務教育終了前の児童がある子育て世帯で新市域内に存する市営住宅に入居する場合は、月額所得２５９，０００円以下とする。

(3)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4)　その者又は同居親族が身体障がい者（身体障がい者手帳１級から４級までの程度の障がいを有する者）のうち常に車椅子の使用を必要とする者であること。

（「常時、車いす使用が必要なこと」について確認できる「医師の診断書」と「身体障がい者手帳」の写しが必要です。）

(5)　市税を滞納していない者であること。

(6)　その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

4　入居条件

車椅子使用者向けに設計された部屋のため、入居後に車椅子使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡すこと。

5　申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、募集期間内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条に規定する鳥取市の休日を除く。）に鳥取県住宅供給公社（窓口受付時間午前９時から午後５時）又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

6　選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

7　抽選日時及び場所

(1)　日時　令和８年１０月１日（木）　午後１時３０分から

（公開抽選は８の抽選方法に示すように時間を分けて行う場合があるので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。）

(2)　場所　鳥取市幸町７１番地　市役所本庁舎　６階　第５・６会議室

8　抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、６の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者を優先する規格の別に時間を分けて行う。

抽選の順番は、団地名の五十音順とし、高齢者世話付住宅を先に行い、市営住宅、改良住宅の別に関係なく行う。

なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

9　入居可能予定日

令和８年１０月２３日（金）

10　問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係　電話:０８５７－３０－８３７１

鳥取県住宅供給公社　事務局　電話:０８５７－３０－７４８０

公　　告

令和８年度第２回受託県営住宅入居者を次のとおり募集する。

令和８年８月２５日

鳥取市長　　深　澤　義　彦

1　申込期間　　令和８年９月８日（火）から令和８年９月１５日（火）まで

2　募集する住宅の概要
受託県営住宅

住宅の種別	団地名	住所	戸数	間取り	家賃		
県営	県住(鳥)西品治	鳥取市安長844	1	3DK	22,700	～	52,200

3　入居資格
次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

(1)　現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

(2)　次に掲げる収入基準を満たす者であること。
一般世帯……月額所得１５８，０００円以下
裁量階層……月額所得２１４，０００円以下
多子世帯……月額所得２５９，０００円以下
※多子世帯とは、１８歳に達する日以後の３月３１日までの間にある子が３人以上いる世帯をいう
裁量階層とは、次のアからクまでのいずれかに該当する者をいう。

ア　入居者が６０歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満のもの

イ　障害の程度が次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者であるもの

(ｱ)　身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和２５年厚生省令第１５号)別表第５号の１級から４級までであるもの

(ｲ)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和２５年法律第１２３号)第５条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成１６年法律第１６７号)第２条第２項に規定する発達障害者を含む。)で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和２５年政令第１５５号)第６条第３項の１級又は２級であるもの

(ｳ)　知的障害者福祉法(昭和３５年法律第３７号)に規定する知的障害者で、その障害の程度が(ｲ)に相当するもの

(ｴ)　戦傷病者特別援護法(昭和３８年法律第１６８号)第２条第１項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正１２年法律第４８号)別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症であるもの

ウ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ　海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していないもの

オ　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ　同居者に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童があるもの
キ　妊婦がいるもの
ク　夫婦のみであり、いずれかが４０歳未満であるもの

(3)　現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4)　その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

4　申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第２号）第１条に規定する鳥取市の休日を除く。）に鳥取県住宅供給公社（窓口受付時間午前９時から午後５時）又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

5　選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、入居申込みした者の住宅に困窮する実情を調査し、困窮度合別の区分により公開抽選を行う。規格によって単身者を優先して選考するもの、同居親族がある者を優先して選考するものがある。なお、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

6　抽選日時及び場所

(1)　日時　令和８年１０月１日（木）　午後１時３０分から
（公開抽選は７の抽選方法に示すように時間を分けて行うので、詳しくは申込受理後発送する通知にて確認すること。）

(2)　場所　鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎　６階　第５・６会議室

7　抽選方法

公開抽選において申込者が多い場合は、５の選考方法に示す単身者を優先する規格と同居親族がある者（家族世帯）を優先する規格の別に時間を分けて行う。
抽選の順番は、団地名の五十音順とし、市営住宅及び受託県営住宅の別に関係なく行う。
なお、複数団地申込者は、当選した後に行われる他の抽選に参加できないものとする。

8　入居可能予定日

令和８年１１月１日（日）

9　問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 建築住宅課 住宅係　電話:０８５７－３０－８３７１
鳥取県住宅供給公社　事務局　電話:０８５７－３０－７４８０